

○地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会の運営について（例規通達）
平成10年8月26日群本例規第20号（交企）警察本部長

改正

- 平成12年3月群本例規第11号（務）
- 平成20年7月群本例規第25号（交企）
- 平成21年10月群本例規第31号（交企）
- 平成22年3月群本例規第6号（務）
- 平成23年2月群本例規第5号（総企）
- 平成28年3月群本例規第5号（務）
- 令和2年12月3日群本例規第37号（交企）
- 令和3年3月12日群本例規第8号（務）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の29第1項に規定する地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）及び法第108条の30第1項に規定する地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）については、群馬県道路交通法施行細則（昭和54年群馬県公安委員会規則第1号。以下「施行細則」という。）及び地域交通安全活動推進委員及び同協議会運用要綱の制定について（平成2年群本例規第32号）に基づき運用しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（平成9年法律第41号）及び道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第5号）が施行され、推進委員の活動に、適正な交通の方法及び交通事故防止について、住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育が加えられるなどの改正が行われたことから、次のとおり推進委員及び協議会の運営について見直しを行い、平成10年4月1日から適用することとしたので、適正かつ効果的な運営を図られたい。

なお、地域交通安全活動推進委員及び同協議会運用要綱の制定については、平成10年4月1日をもって廃止する。

記

第1 推進委員

1 推薦

警察署長（以下「署長」という。）は、推進委員として次に掲げる要件のすべてを満たしている者の中から適任者を選考の上、地域交通安全活動推進委員推薦書（別記様式第1号）により、交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）を経て、警察本部長（以下「本部長」という。）に推薦するものとする。

- (1) 法第108条の29第1項各号に掲げる委嘱の要件を満たしている者
- (2) 活動区域（地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）第3条に規定する活動区域をいう。以下同じ。）内に居住し、又は勤務している者
- (3) 活動区域内の交通の状況に精通していると認められる者

2 委嘱の要件

法第108条の29第1項各号に規定する委嘱の要件を満たすか否かの判断は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 「人格及び行動について、社会的信望を有すること。」とは、人格識見ともに優れ、行動においても関係地域の住民に信頼があることをいう。また、関係地域に他の交通に関するボランティア活動を行う者がいる場合には、その者からの信頼も厚く、その者と十分に連携を取りながら、効果的な活動を行うことができる者を選定すること。
- (2) 「職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。」とは、交通の安全と円滑に資するための活動について、熱意と旺（おう）盛な使命感を持つとともに、自主的かつ自発的な活動を可能にするだけの時間的な余裕を有することをいう。
- (3) 「生活が安定していること。」とは、経済的、社会的及び家庭的に見て、生活基盤が安定していることをいう。

したがって、経済的観点から見ると、推進委員は、名誉職であることから、その給与等に頼らなくても十分に生活ができる者ということになる。

- (4) 「健康で活動力を有すること。」とは、心身ともに健康であり、推進委員としての活動を行うことによって、精神的又は肉体的に支障を来すおそれがないことをいう。

このような要件を満たす限りにおいては、高齢者等であっても支障はないが、特に70歳以上の者については、活動力等の面から、十分に適格性を判断すること。

3 委嘱

- (1) 本部長は、署長から推薦された者のうち、推進委員として適すると認められる者を委嘱するものとする。この場合において、交通企画課長は、推薦された者の推進委員としての適否について、本部長に具申するものとする。
- (2) 委嘱は、辞令（別記様式第2号）を交付して行うものとする。
- (3) 交通企画課長及び署長は、推進委員名簿を作成し、整理保管するものとする。
- (4) 交通企画課長は、規則第1条第2項に規定する措置については、群馬県警察のホームページに、委嘱された推進委員の氏名、連絡先及び活動区域を掲載することにより行うものとする。
- (5) 署長は、規則第1条第2項に規定する措置については、警察署の掲示板及びミニ広報紙等に、委嘱された推進委員（その活動区域が当該署長の管轄区域の者に限る。）の氏名、連絡先及び活動区域を掲示し、又は掲載することにより行うものとする。
- (6) 推進委員の委嘱数は、別表のとおりとする。

4 再任（手続）

推進委員を再任しようとするときは、前記第1の1及び3に規定する手続を取るものとする。

5 補欠委員の任期

推進委員に欠員が生じたことにより新たに委嘱した者の任期は、規則第2条の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

6 活動

(1) 活動要領

法第108条の29第2項に規定する推進委員の活動は、おおむね次に掲げる要領により行うものとする。

ア 老人クラブの定例会等において、地域の高齢者に対し、身近な交通事故の多発箇所等を示すとともに、自動車の運転者として事故を起こさないため、安全に運転する方法及び歩行者として又は自転車、電動車椅子等を利用して道路を通行している場合の交通事故を防止するため、安全にこれらの場所を通行する方法を理解させるための交通安全教育を行うこと。

イ 町内会等において、活動区域内の幼児及び児童の保護者に対し、子供と一緒に道路を通行する際に注意すべき事項等保護者として果たすべき役割を理解させるための交通安全教育を行うこと。

ウ 警察、交通安全協会等が実施する交通安全教育に講師として参加し、ヒヤリ地図の作成、地域において道路を安全に通行するために留意すべき事項等の指導を行うこと。

エ 警察、群馬県交通安全活動推進センター（以下「推進センター」という。）等と共に活動区域内の住民に対して交通安全教育を行うこと。

オ 高齢者又は障害者が歩行者として又は自転車、電動車椅子等を利用して道路を通行している場合に、周囲の者が進路を譲るなどの配慮について啓発活動を行うこと。

カ 高齢運転者標識、身体障害者標識又は聴覚障害者標識を表示する自動車に対する保護及び配慮について啓発活動を行うこと。

キ 高齢運転者等専用駐車区間制度の周知を図るとともに、他の一般ドライバーが車両を駐車しないようにするためのモラル向上について、啓発活動を行うこと。

ク 違法駐車追放キャンペーン等駐車問題に関する住民運動の盛り上げを図る活動を行うこと。

ケ 通学路への路上駐車によって児童の歩行に危険が生じているなどの地域における具体的な交通の状況を踏まえて、駐車対策の必要性についての理解を深めるための広報啓発活動を行うこと。

コ 駐車場案内パンフレットの配布等適正な車両の駐りに資するための情報を提供する活動を行うこと。

- サ 自転車の通行ルールに関するチラシを配布するなどにより、自転車の利用者に対しての通行ルールの周知を図る活動を行うこと。
- シ 自転車利用者に対する通行ルール遵守の徹底を図るための街頭における指導啓発活動を行うこと。
- ス 交通事故防止、飲酒運転根絶や暴走族追放を目的とするキャンペーン等交通問題に関する住民運動の盛り上げを図る活動を行うこと。
- セ 夜間に道路横断中の死亡事故が多発しているなどの地域における具体的な交通の状況を踏まえて、交通安全対策の必要性及び反射材用品等の活用についての理解を深めるための広報啓発活動を行うこと。
- ソ 商店街や観光地等において、各種交通安全に資するための情報を提供する活動を行うこと。
- タ 自治会に対し、迷惑駐車等の交通問題を自主活動として取り上げるよう働き掛けること。
- チ 各種行事の主催者に対し、臨時駐車場の設置、案内板の設置、自動車利用の自粛推進等自主的な交通安全対策を講じるよう働き掛けること。
- ツ 大型ビルの建設等に際し、関係者に対して自主的・先行的な交通安全対策等を講ずるよう働き掛けること。
- テ 企業、商店等に対し、貨物搬入は混雑時間帯を避けること、店頭に駐車場案内板を設けること等の自主的な交通安全対策を講ずるよう働き掛けること。
- ト 地域における交通規制、信号機の設置、迷惑駐車等の交通問題に対し、住民からの相談に応じること。
- ナ 地域において行われる交通安全活動等に協力すること。
- ニ 商店会、自治会等が自主的に実施する交通安全対策に協力すること。
- ヌ 前記トに規定する相談者への適切な助言をするために必要な実地調査を行うこと。
- ネ 地域の実情に応じた交通安全教育及び広報啓発活動を実施するため、必要な地域における交通上の問題点について調査を行うこと。

(2) 活動方法

ア 人数

前記第1の6の(1)に掲げる各活動を行う際の体制は、特に定めないが、協力要請活動のうち、違法行為を防止するために必要な措置を講じるよう要請する場合は、原則として共同して行うものとする。

イ 活動の分担

推進委員は、活動区域全体において幅広く各活動を行うことができるが、一人の推進委員が前記第1の6の(1)に掲げるすべての活動を網羅的に行う必要はない。

そこで、署長は、協議会に対し、各推進委員の活動の効果が活動区域全体にバランスよく及ぶよう、それぞれの推進委員の活動時間、活動回数、担当地区、担当事項等を調整するよう指導すること。

(3) 活動記録

推進委員は、法第108条の29第2項に規定する活動をしたときは、活動記録簿（別記様式第3号）を署長に提出するものとする。

(4) 留意事項

ア 署長は、推進委員に対し、常に人格識見の向上を図り、活動の遂行に必要な知識の修得に努め、住民の尊敬と信頼が得られるように心掛けるよう指導すること。

イ 法第108条の29第2項に規定する推進委員の活動は、地域における交通の安全と円滑に資するための活動に限られる。例えば、道路工事が行われている場合において、その関係者に対し、交通の安全と円滑に資するために必要な事項を要請する活動は行うことができるが、道路の占用物件の保全に関する要請等交通の安全と円滑に関係のない事項については、指示、注意等を行うことはできない。

ウ 推進委員の行う交通安全教育においては、歩行者や運転者が道路を安全に通行するために必要な事項を網羅的に教育する必要はなく、地域の実情に応じて、住民が安全に道路を通行するために知っておく必要のある事項を選択的かつ重点的に取り上げて実施すれば足りる。

エ 推進委員が住民に対して行う交通安全教育は、交通安全教育指針（法第108条の28第1項に

規定する交通安全教育に関する指針をいう。以下同じ。)に基づいて行われることとなる。

したがって、交通企画課長は、推進委員の効果的かつ適切な交通安全教育の実施に資するため、推進委員に対し、交通安全教育指針及び交通の方法に関する教則(昭和53年国家公安委員会告示第3号)の内容について、理解を深めさせること。

オ 署長は、推進委員に対し、活動区域内における交通事故の発生状況等に関する情報の提供、交通安全教育に必要な資器材の貸与、警察官の派遣等を行い、推進委員による交通安全教育が効果的かつ適切に実施されるよう協力すること。

カ 署長は、推進委員に対し、高齢者及び障害者の通行の安全を確保するための啓発活動が効果的に行われるよう反射材用品等の活用、電動車椅子の安全対策等について教養すること。

キ 署長は、推進委員に対し、道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動を推進する場合には、違法駐車車両等に対する直接的な指導及び警告活動のみならず、地域住民の駐車問題等に関する意識を高めるような広報啓発活動も併せて行うよう指導すること。

ク 署長は、推進委員に対し、推進委員による自転車の適正な通行についての啓発活動が効果的に行えるよう自転車の通行ルール等について教養すること。

ケ 署長は、推進委員に対し、地域における交通の安全と円滑に資する広報啓発活動を実施する場合には、形式的な活動に流れることなく、地域の交通状況に応じた事項を取り上げて行うよう指導すること。

コ 規則第4条第2号に規定する「地域において活動する団体又は個人に対し、地域における交通の安全と円滑に資するための協力を要請する活動」としては、交通の安全と円滑に支障を及ぼす事情を解消するよう要請すること、交通安全運動への参加を要請すること等が考えられる。

サ 署長は、推進委員に対し、推進委員が行う相談等の活動は、活動区域における交通の安全と円滑に係る場合には、活動区域外の地域の住民からの相談に応じても差し支えない旨を指導すること。

シ 署長は、推進委員に対し、相談に係る事項が他の協議会の活動区域に関するものである場合には、所属する協議会を通じて当該他の協議会と連絡を図りながら処理するよう指導すること。

ス 規則第4条第3号に規定する「その他の援助」とは、推進委員として可能な範囲内での援助であり、例えば、交通問題の解決に関するパンフレット等があれば、これを相談者に交付したり、相談者の希望に応じて警察等関係機関の担当部門との連絡の労を取ったりすること等をいう。

セ 署長は、推進委員に対し、相談に関して知り得た他人の秘密について漏らさないよう指導すること。

ソ 規則第4条第4号に規定する「地域における交通の安全と円滑に資するための活動」及び「その活動を援助する活動」の対象には、警察等の関係機関による交通安全活動のみならず、交通安全協会、事業所等民間ベースによる交通安全活動も含まれる。

タ 署長は、推進委員に対し、法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び規則第4条第1号から第4号までに規定する活動に伴う実地調査活動は、推進委員に調査活動をするための強制にわたるような権限を付与したものではないこと(例えば、他人の敷地に立ち入って調査する必要がある場合には、所有者、管理者等の承諾が必要であること。)を指導し、誤りのないようにすること。

7 規則第5条に規定する活動上の注意事項

(1) 規則第5条第1項前段に規定する「関係地域の住民の要望と意見を十分に尊重するよう努める」とは、活動区域の住民の要望と意見を十分に尊重して推進委員としての活動を行うことは、ボランティア活動に法的な裏付けを与えるという推進委員制度の趣旨に鑑み、推進委員としての当然の心構えであり、このことを端的に活動上の注意事項として定めたものである。

そこで、署長は、推進委員に対し、平素から地域住民の意見と要望を踏まえて活動を行うよう留意させるとともに、推進委員の活動に批判的な意見についても、虚心坦(たん)懐に活動の在り方を省みるなど真摯な対応を取るよう指導すること。

- (2) 規則第5条第1項後段に規定する「関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意しなければならない」とは、推進委員は、警察官や交通巡視員とは異なり、法律上特別な権限は認められておらず、あくまでも地域住民の理解と協力を得ながらその活動を行わなければならないが、その活動の方法等のいかんによっては、他人の正当な権利や自由を侵害する可能性があることから、このようなことのないように活動上の注意事項として明記したものである。

「正当な権利及び自由を害する」活動には、刑罰法令に触れる行為はもとより、刑罰法令には触れなくとも、憲法に保障された国民の権利や自由を不当に侵害するような行為が含まれる。

なお、禁止される行為は、おおむね次に掲げるものをいう。

- ア 交通安全に関するパンフレットの受取りを拒否した者に、無理強いをしてこれを受け取らせること（規則第4条第1号関係）。
- イ 協力要請に応じない各種行事の主催者に対して、嫌がらせをして催物の開催を邪魔すること（規則第4条第2号関係）。
- ウ 相談者の秘密を漏らすこと（規則第4条第3号関係）。
- エ 実地調査のために、みだりに他人の敷地内に入り込むこと（規則第4条第5号関係）。
- (3) 規則第5条第2項に規定する「その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない」とは、推進委員の活動が公務性を持つものであることから、政治的な中立性を確保して、その信頼性を高めるため、政治的な目的のために推進委員としての地位を利用することを禁止したものである。

そこで、署長は、特別職に属する地方公務員たる推進委員には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する政治的行為の制限の適用はないので、本条の規定による指導を徹底し、いやしくも推進委員としての活動が選挙運動等に利用されないよう強く指導すること。

「政党のため」とは、特定の政党を結成すること、特定の政党に加入すること、特定の政党を支持すること、特定の政党から脱退すること、特定の政党に反対すること等に資するとの意味である。

「政治的目的のため」とは、公職の選挙において特定の候補者を支持し又はこれに反対すること、特定の内閣を支持し又はこれに反対すること、特定の政治的団体を支持し又はこれに反対すること、政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること等に資するとの意味である。

「その地位を利用する」とは、推進委員たる名称や推進委員としての活動に伴う影響力を行使することを意味する。

なお、禁止される行為は、おおむね次に掲げるものをいう。

- ア 推進委員が地域の住民に対して行う交通安全教室において、特定の候補者への投票を依頼すること。
- イ 交通安全に関するチラシとともに、特定の政党の機関誌を配布すること。

8 身分証明書及び標章

- (1) 署長は、推進委員に対し、身分証明書（規則第6条に規定する身分証明書をいう。以下同じ。）及び標章（規則第7条に規定する標章をいう。以下同じ。）を貸与すること。
- (2) 署長は、推進委員に対し、任期が満了したとき、辞職したとき、又は解嘱されたときは、貸与されている身分証明書及び標章を速やかに署長へ返納するよう指導すること。
- (3) 署長は、推進委員に対し、身分証明書又は標章を破損、遺失若しくは紛失し、又は盗難にあったときには、直ちに署長へ届け出るよう指導すること。
- (4) 署長は、前記(3)の届出があったときは、速やかに再貸与の手続を取ること。
- (5) 身分証明書の「活動区域」の欄には、「〇〇警察署管内」と記載すること。
- (6) 署長は、推進委員に対し、規則第6条第1項の規定により、推進委員はその活動を行うに当たっては身分証明書を携帯し、関係者から請求のあった場合は、これを提示しなければならないとされていることを周知徹底すること。
- (7) 署長は、推進委員に対し、規則第7条の規定により、推進委員はその活動を行うに当たっては標章を着装しなければならないとされていること、及び標章が軽犯罪法（昭和23年法律第39号）第1条第15号に規定する法令により定められた標章に該当するので、推進委員でない者

が標章を用いてはならないことを周知徹底すること。

(8) 標章の規格は、次のとおりとする。

ア 標章の寸法は、規則別記様式第2号の(A)を16.5ミリメートルとしたときの大きさとする。

イ 標章の色彩は、地の色を黄緑色(色彩番号D I C—251又はその相当色とする。)とし、日章(「交」の模様を含む。)及び縁取りを金色とすること。

9 講習

(1) 交通部長は、本部長が推進委員を委嘱(再任したときを含む。以下同じ。)したときは、当該推進委員に対し、委嘱の日からおおむね3箇月以内に、道路交通の現状に関する知識、推進委員としての心構え、活動要領等について講習しなければならない。

(2) 交通部長は、規則第8条第1項の規定による推進委員に対する講習(以下「講習」という。)を行う場合には、次の基準により行うこと。

ア 講習は、推進委員が適正かつ効果的にその活動を行うことができるようにするため、推進委員としての基本的な事項を理解させることを目的とする。

イ 講習は、あらかじめ講習計画書を作成し、これに基づいて行うこと。

ウ 講習は、講習用に作成された教本を用いるほか、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

エ 講習の講師は、講習事項について十分な知識及び経験を有する者をもって充てること。

オ 講習項目、講習内容及び講習時間は、おおむね次の表に掲げるとおりとする。

講習項目	講習内容	講習時間
1 道路交通の現状に関する知識	(1) 全国の交通死亡事故の発生状況等の交通情勢の概要について説明し、交通の安全と円滑を図る上での課題を理解させる。 (2) 本県及び活動区域における交通死亡事故の発生状況等の交通情勢について説明し、交通の安全と円滑を図る上での問題点を理解させる。	1時間程度
2 道路交通関係法令の基礎的な知識	交通の方法に関する教則に規定する事項を中心に法、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)等の道路交通関係法令に規定する交通の安全と円滑に係る事項のうち、推進委員としての活動を行う上で必要と認められるものについて説明し理解させる。	1時間程度
3 推進委員としての心構え	(1) 推進委員制度の趣旨について説明し、交通の安全と円滑の確保を図る上で推進委員が果たすべき役割について理解させる。 (2) 法及び規則を中心に、推進委員の身分、活動区域、遵守すべき事項等を十分に理解させる。 (3) 協議会及び推進センターとの関係について説明し、理解させる。	1時間程度
4 活動要領	(1) 法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び規則第4条各号に規定する推進委員の活動内容について十分に説明し、理解させる。 (2) 各活動に関する警察の指導方針について周知徹底を図る。	1時間程度
5 交通安全教育の実施要領	地域における住民に対する交通安全教育の重要性について説明し、年齢又は通行若しくは業務の態様に応じ、段階的かつ体系的に技能及び知識を習得させるため、交通安全教育指針の内容を十分に理解させる。	1時間程度

10 指導

(1) 交通企画課長及び署長は、推進委員に対し、次に掲げる事項を指導するものとする。

ア 規則第5条に規定する活動上の注意事項

イ その他推進委員の活動を効果的かつ効率的に行うための事項

- (2) 推進委員に対する指導のうち、講習等については交通企画課長が行うものとし、日常活動等における推進委員全員を対象とした一般的指導及び個々の推進委員に対する個別指導については署長が行うこととする。
- (3) 指導は、おおむね次に掲げる方法により行うものとする。
 - ア 講習又は研修において指導すること。
 - イ 必要に応じて協議会の会長等を招致して指導すること。
 - ウ 必要に応じて指導文書を各推進委員に配布すること。
 - エ 警察職員に随時巡回指導をさせること。
 - オ 勤務懈(け)怠、遵守事項違反等問題のある推進委員に対しては、個別に指導するなどの措置を講ずること。

11 研修

- (1) 交通企画課長は、法第108条の31第2項第11号の規定により推進センターが行う推進委員に対する研修（以下「研修」という。）が、その内容、実施時期等から講習を補完したものとなるよう推進センターを指導するものとする。
- (2) 交通企画課長は、推進センターに対し、研修を実施するに当たっては、あらかじめ研修事項、研修方法、研修時間、研修対象者の範囲等を記載した研修実施計画書を作成し、これに基づいて実施するよう指導するものとする。この場合において、交通企画課長は、当該研修実施計画書の作成に当たっては、事前に交通企画課長と協議するよう指導するものとする。
- (3) 交通企画課長は、研修事項等の内容、研修させる推進委員の人选等研修の運営に当たっては、関係する協議会と協議するものとする。

12 解嘱

- (1) 署長は、推進委員が法第108条の29第5項各号のいずれかに該当することとなったときは、その事由を明らかにして交通企画課長を経て本部長に解嘱の申請をしなければならない。
- (2) 法第108条の29第5項各号に掲げる解嘱の要件に該当するか否かの判断は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - ア 法第108条の29第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。
前記第1の2に規定する委嘱の要件の判断基準によること。
 - イ 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
法第108条の29第3項、規則第5条等に規定される職務上の義務に違反し、又は正当な理由がなく、法第108条の29第2項に規定する推進委員の活動を行うことを怠ったときをいう。
なお、「活動を行うことを怠った」か否かの判断は、交通企画課長及び署長が行った指導内容、協議会における活動基準等の申合せ等諸般の事情を考慮し、他の推進委員に比べて、著しく活動が低調であるか否かにより判断すること。
 - ウ 推進委員たるにふさわしくない非行のあったとき。
刑罰法令に触れる行為又は推進委員としてふさわしくない反社会的若しくは反道徳的な行為をしたときをいう。
- (3) 交通企画課長が行う推進委員に対する解嘱の通知は、解嘱の理由のほか、弁明を聴くための期日及び場所を記載した通知書（別記様式第4号）により行うものとする。
- (4) 交通企画課長は、解嘱事由についての弁明を聴取するに当たっては、弁明調書（別記様式第5号）を作成するものとする。
- (5) 署長は、推進委員が解嘱されたときは、速やかに、当該推進委員の氏名及び活動区域並びに解嘱された日について、前記第1の3の(4)及び(5)に規定する住民に対する周知の措置を講ずること。

13 辞職

- (1) 署長は、推進委員が任期途中で自ら辞職を申し出るなどにより、辞職したい旨の申出を受けたときは、交通企画課長を経て本部長の承認を得るものとする。
- (2) 本部長は、推進委員の辞職を承認するときは、辞令（別記様式第6号）を交付して行うものとする。ただし、辞職を申し出た推進委員の所在が不明であるため、辞令を交付することができないときは、この限りでない。

第2 協議会

1 協議会

- (1) 法第108条の30第1項及び施行細則第48条の2の規定により、警察署の管轄区域ごとに協議会を組織する。
- (2) 協議会の名称は、警察署の名称を冠して「〇〇地域交通安全活動推進委員協議会」と称すること。

2 役員

協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 会計 若干人
- (4) 監事 若干人

3 顧問

- (1) 協議会に顧問を置くことができる。
- (2) 署長は、協議会に対し、顧問には、所轄の署長又は交通課長を充てるとともに、事前に所轄の署長の意見を聴いて関係機関・団体の役員、学識経験者等の中から適任者を委嘱するよう指導すること。

4 事務

(1) 事務の内容

法第108条の30第2項及び規則第12条に規定する協議会の事務の内容は、おおむね次に掲げるものとする。

- ア 重点的に取り組むべき活動内容、活動地域等を定めること。
- イ 月間又は年間の活動の具体的な目標を定めること。
- ウ 推進委員の活動時間、活動回数、担当地区、担当事項等を調整すること。
- エ 推進委員の活動等で必要がある場合において、これを調整すること。
- オ 推進委員に、各推進委員の活動状況等について連絡すること。
- カ 警察との連絡会を開催すること。
- キ 市町村の交通安全担当部局等に推進委員の活動予定等を連絡すること。
- ク 地区交通安全協会と活動内容を調整するための会議を開催すること。
- ケ 共同で実施する行事について、他の協議会と協議すること。
- コ 研修を受けるべき推進委員について、推進センターと調整すること。
- サ 関係機関・団体等から資料及び情報を収集すること。
- シ 推進委員が活動に関して把握した交通の状況に関する情報を集約すること。
- ス 推進委員の活動を宣伝するポスターを作成すること。
- セ 広報紙を発行すること。
- ソ 交通安全教育用資器材、広報啓発用ビデオ機器等を保管管理すること。
- タ 推進センターが行う推進委員の研修及び援助活動について、連絡又は調整を図ること。

(2) 留意事項

署長は、協議会に対し、おおむね次に掲げる事項について指導するものとする。

- ア 推進委員の活動方針を定めるに当たっては、地域の実情を十分に踏まえるとともに、所轄の署長等と緊密な連絡を取るよう指導すること。
- イ 協議会が各推進委員の担当地区等を調整し、又は設定する場合には、交番、駐在所等の所管区、その他地域における諸事情を勘案するよう指導すること。
- ウ 「連絡又は調整」とあるが、これは、事柄の性質上、「警察その他の関係行政機関との連絡」及び「推進センターその他の関係団体及び他の協議会との連絡及び調整」を意味するものである。

なお、「関係行政機関との連絡」とは、推進委員の行う活動の日程等の連絡を意味するものであり、法第108条の30第3項に規定するような関係行政機関に対する意見具申権を認めたものではないことに留意させること。

- エ 収集した資料及び情報については、適切な方法で推進委員に伝達し、活用するよう指導すること。

オ 推進委員がどのような活動を行い、どのような成果を上げているのかを積極的に広報宣伝し、推進委員の活動についての地域住民の理解を深め、その協力等が得やすくなるよう指導すること。

カ 備品等については、管理台帳を作成し、管理に問題が生じないように配慮するよう指導すること。

5 意見の申出

(1) 意見の申し出の方法

ア 協議会は、規則第13条第1項の規定により意見を申し出る場合は、協議会意見書（別記様式第7号）により行うものとする。

イ 署長は、協議会から協議会意見書の提出を受けた場合は、当該協議会の意見に対し、所轄の署長としての意見を付した上で、交通企画課長を経て交通部長に当該協議会意見書を送付するものとする。

(2) 留意事項

ア 協議会が法第108条の30第3項の規定により公安委員会又は所轄の署長に申し出ることができるのは、「推進委員の活動に関し必要と認める意見」である。

イ 「推進委員の活動に関し必要と認める意見」としては、おおむね次に掲げる事項が考えられる。

(ア) 推進委員に対する講習又は研修の内容、使用する資器材その他推進委員が適正かつ効果的にその活動を行うに当たり必要と認められる事項

(イ) 推進委員が、その活動を通じて把握した地域における交通の安全と円滑を確保する上で必要と認められる事項

なお、申し出る意見は、公安委員会の所掌に係る事務の範囲内に限られる。これは、警察として直接処理することのできない事務を直接処理するよう申し出ることにはできないということである。しかしながら、関係行政機関に交通の安全と円滑を図るため必要な措置を講ずるよう申し入れることは、警察の所掌事務の範囲内であるから、「〇〇〇（関係行政機関名）に対し、〇〇〇の措置を講ずるよう働き掛けること。」のような意見を申し出ることには可能である。

ウ 所轄の署長の管轄区域以外の区域を管轄する署長に係る意見の申出がある場合には、当該申出を受けた所轄の署長において、当該意見に係る関係署長に意見を求める手続を取るものとする。

エ 交通部長及び署長は、協議会が申し出た意見のうち、理由のあるものについては、交通警察の運営上、十分に参考とするよう努めること。また、協議会が申し出た意見に対して講じた措置については、支障のない範囲内で、これを協議会に連絡するよう努めること。

6 報告又は資料の提出要求

(1) 要求方法

交通部長は、規則第14条の規定により報告又は資料の提出を要求する場合は、報告又は資料要求書（別記様式第8号）により行うものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(2) 留意事項

ア 報告又は資料の提出を求めることができるのは、法第108条の30第2項、規則第12条及び法第108条の30第3項に規定する業務の実施状況、役員の選任手続状況、会計処理状況等協議会の適正な運営を確保する上で必要と認められる事項全般をいう。

イ 規則第14条の規定は、「協議会の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」における公安委員会の権限を定めたものであるが、本条は、所轄の署長が日常的な業務指導の一環として協議会に対し、必要な報告連絡を求めることを妨げるものではない。

7 勧告

(1) 勧告の方法

本部長は、規則第15条の規定により勧告を行う場合は、勧告書（別記様式第9号）により行うものとする。

(2) 留意事項

ア 勧告の対象となるものは、法第108条の30第2項、規則第12条及び法第108条の30第3項に規定する業務の実施方法の改善、役員の選任手続の改善、役員の解任、会計処理の改善等協議会の運営全般の改善をいう。

イ 規則第15条の規定は、「協議会の運営に関し改善が必要であると認めるとき」における公安委員会の権限を定めたものであるが、本条は、所轄の署長が協議会に対し、日常的な業務指導をすることを妨げるものではない。

8 事故等の報告

署長は、次の事項を認知した場合は、交通企画課長を経て、速やかに本部長に報告しなければならない。

- (1) 推進委員の活動に際しての受傷事故
- (2) 推進委員の活動に際しての紛議事案
- (3) 推進委員の活動のうち、賞揚すべき事案
- (4) 推進委員の活動のうち、特異で社会的反響のある事案
- (5) 協議会の運営に関し、改善が必要であると認められる事案
- (6) その他推進委員の活動又は協議会の運営に関し必要と認められる事案

9 その他

- (1) 署長は、協議会に対し、運営に当たっては、地区交通安全協会等交通関係機関・団体との関係に十分配慮するよう指導すること。
- (2) 署長は、協議会が定める内規のうち、推進委員の担当する地区又は事項の定めに関する事項、役員の選任及び解任に関する事項、顧問等の委嘱及び解嘱に関する事項、公安委員会又は署長に対して申し出る意見の決定に関する事項その他重要と認められる事項については、事前に所轄の署長と協議させるなど必要な指導を行うこと。
- (3) 署長は、協議会が会議等を開催しようとする場合には、可能な限り便宜を図るよう努めること。
- (4) 交通企画課長は、法第108条の31第2項第12号の規定により、推進センターが協議会に対する支援業務を実施しようとする場合には、事前に交通企画課長と協議させるものとする。

別表（第1関係）

地域交通安全活動推進委員委嘱数

警察署名	委嘱数（人）
前橋警察署	23
前橋東警察署	25
高崎警察署	35
藤岡警察署	9
富岡警察署	17
安中警察署	17
伊勢崎警察署	27
太田警察署	22
大泉警察署	10
館林警察署	13
桐生警察署	27
渋川警察署	13
沼田警察署	13
吾妻警察署	8
長野原警察署	6
合計	265

別記様式省略